

承認第5号

専決処分（南風原町監査委員条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年5月23日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町監査委員条例の一部を改正する条例（別紙）を下記の理由により専決処分する。

令和6年3月29日

南風原町長 赤 嶺 正 之

（専決処分した理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日に施行されることに伴い、南風原町監査委員条例についても同年4月1日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分する。

南風原町条例第 7 号

南風原町監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

南風原町長 井 巖正之

南風原町監査委員条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり

南風原町監査委員条例の一部を改正する条例

南風原町監査委員条例（昭和47年南風原村条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。